

FC茨木ESB 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会はFC茨木ESB（以下本会という）と称する。

第2条 (所在地)

本会は〒567-0012 大阪府茨木市東太田3-1-8-1114 に置く。

第3条 (理念)

本会は、**E**njoy(楽しく)、**S**trong(強く)、**B**eauty(美しく)を基本理念とする。

第4条 (目的)

本会は前項の理念の下、サッカーを通して会員の心身の健全な育成・成長を促し自立した社会の一員としての礎を築くこと、および日本と世界の女子サッカーの発展に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ活動事業（主にサッカー）
- (2) 体力テスト
- (3) レクリエーション活動事業
- (4) 文化学習活動事業
- (5) 他団体との交歓交流活動事業
- (6) 奉仕活動
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 (事業期間)

本会の事業期間は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、これを一年度とする。

第2章 会員

第7条 (会員の種別)

本会の会員は以下の通りとする。

- ・ 正会員

本会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの。

- ・ プレーヤー会員

本会の目的に賛同し、主にサッカーのプレーを目的として入会した個人で、総会における議決権を有しないもの。

- ・ 賛助会員

本会の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

第8条 (入会)

本会の会員になろうとするものは、入会届を提出し別に定める会費の納入をもって会員としての資格を有するものとする。

第9条（チーム登録）

本会は第8条に定めるところにより入会登録を行ったプレーヤー会員をまとめ、必要の都度、日本サッカー協会、関西サッカー協会、大阪サッカー協会等の各種協会（以下、各種協会）にチームの登録を行うものとする。

第10条（選手登録）

プレーヤー会員は必要の都度、各種協会に選手登録を行うものとする。

第11条（個人情報の取り扱い）

本会は会員から提供された個人情報を必要に応じて各種協会等の第三者に提供するものとする。

第12条（肖像等の取り扱い）

本会は会員の肖像を含む画像、動画等を、ポスターやホームページ等による広報活動を通して第三者に公開する場合がある。また各種大会等を通して各種協会等の第三者が会員の肖像を利用する場合がある。これらの場合における肖像権および類する諸権利は本会および各種協会等に帰属するものとする。

第13条（会費の納入）

会員は別に定める年会費・月会費およびその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。

第14条（退会）

会員は書面にて退会の意思を申し出ることによって、本会を退会できるものとする。

退会時にはそれまでに納入された会費等の返還は一切行わない。

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、退会したものとみなすことができる。

- （1）死亡または失踪宣告を受けたとき
- （2）解散したとき
- （3）破産宣告を受けたとき
- （4）会費を納入期限から3ヶ月経過しても納入しないとき

第15条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、役員会の議決をもって当該会員を除名することができる。

- （1）本会の名誉を著しく傷つけるか、または本会の目的に反する行為をしたとき
- （2）本会の規約に違反したとき
- （3）本会の会員に威力を及ぼしたとき
- （4）本会の運営を妨げたとき
- （5）役員会にて会員としてふさわしくないと判断されたとき

第16条（代理）

会員が未成年および成年被後見人に該当する場合はその親権者または後見人が会員代理となり、本規約の適用を受ける。

第3章 運営

第17条（事故時の処置と免責）

本会は、会員が事業活動中に負傷した場合には応急処置を施し、加入保険の範囲内での対応を行うが、これを超える部分については当該会員またはその代理が責任を持って対応するものとする。試合・練習等に伴う移動の際に発生した事故への対応も同様とする。本会は加入保険の範囲を超えての賠償は一切行わない。

第18条（会員資格の失効）

本会は、本規約の違反、本会の名誉を損なう等の、会員としてふさわしくないと判断したものを退会させることができる。

第19条（休会・閉鎖）

本会は、天災地変、社会情勢の変化、その他会運営の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第20条（解散）

本会は次に掲げる事由によって解散する。

- 総会の議決
- 目的とする事業の不能
- 会員の欠乏
- 破産

本会が解散のときに有する財産は、本会と同種の目的を有する団体に寄付するものとする。その帰属先は総会において出席した正会員の過半数をもって決する。解散時に総会の開催が困難であるときは、もっとも近い時期に開催された総会において決定された帰属先に寄付するものとする。

第4章 役員

第21条（役員）

本会には、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 2名以上3名以内

理事のうち1名を代表理事、必要なときに役員会の議決を経て2名以内の副代表理事をおくことができる。

第22条（兼任）

前条の役員の兼任は妨げないものとする。

第23条（任期）

本会の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第24条（選任）

役員は、正会員（団体にあつては、その代表者または役職員）の中から総会の議決により選任する。

第25条（報酬）

役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

役員には、活動に必要な費用を支払うことができる。

第5章 会計

第26条（会計）

本会の会計は、会員の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第27条（会費）

会員は所定の方法により会費を納入するものとする。納入済みの会費は理由の如何に関わらず返還しないものとする。

第28条（会費外費用）

会員は、各種大会・試合およびイベントの参加費等の随時発生する費用、ユニフォーム購入費等の個人単位に発生する費用を会費とは別に納入するものとする。

第29条（会計期間）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第6章 規約の変更

第30条（規約の変更）

本規約の変更は、役員の3分の2以上の同意を得ねばならない。

第7章 会議

第31条（会議の種別）

会議は、総会および役員会とする。

総会は、通常総会および臨時総会とする。

第32条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第33条（総会の機能）

総会は、本規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- 事業計画および収支予算ならびにその変更
- 事業報告および収支決算
- その他役員会が必要と認める重要な事項

第34条（総会の開催）

通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- 役員会が必要と認めたとき
- 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 監事が請求したとき
- 代表理事が請求したとき

第35条（総会の定足数）

総会は正会員過半数の出席をもって成立する。

第36条（総会の議長）

総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第34条第2項および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

第37条（総会の議決）

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。

総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第38条（役員会の構成）

役員会は、役員をもって構成する。

第39条（役員会の機能）

役員会は、本規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- 総会に付議すべき事項
- 総会の議決した事項の執行に関する事項
- その他本会の事業の執行に関する事項

第40条（役員会の開催）

役員会は、年2回以上必要なときに開催する。

第41条（役員会の定足数）

役員会は役員過半数の出席をもって成立する。

第42条（役員会の議長）

役員会の議長は、代表理事の指名する役員がこれに当たる。

第43条（役員会の議決）

役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附則

1. 本規約は、2014年4月1日より施行する。